

名 稱 大澤製材所

事業主名 大澤武一

資本金 壹万圓

事業 製材業

企業系統 十レ

使用労働者 二十七名（女十レ）

三、労働者側

争議参加労働者 二十七名

応援団体 日本大衆党深川支部

四、争議発生ノ時

昭和四年八月一日

五、争議発生ノ原因

事業主ニアリテハ従来労働条件ヲ常備制度トシテ事業ヲ経営シ来リタル處不況ノ為メ状況推移スルニ於テハ工場閉鎖ヲ免レザルニ付去ル七月上旬労働者側ト熟議ノ結果最善ノ策トシテ「木材百石ノ工賃四十二圓（一人壹圓五十五銭）トシ職工連帯ノ請負制度ト爲シ事業主ハ一日百石ノ材料ヲ提供スルコトニ亙更經營スルニ至リ然ルニ労働者側ニアリテハ其後実験ノ結果欠勤者アルモ常備制度ノ七八分ノ收入ニ過キサルヲ以テ之カ改善ヲ要求シ出ワルニ至レルニ由ル

六、要求事項及交渉状況

一、毎日自午前七時至午后五時迄就業出来得ル材料ヲ提供スルコト